

公募型プロポーザル方式による提案書募集に関する公表

次のとおり提案書を募集します。

令和8年8月21日

一般財団法人足立区観光交流協会

会長 工藤 信

1 業務の概要

（1）業務名

「足立の花火」花火打上等業務委託

（2）業務目的

本委託契約は、一般財団法人足立区観光交流協会と足立区が共催で行う「足立の花火」において、関係法令を遵守し花火打上および打上に係る煙火の手配、運搬・設置、撤去等の業務を事故なく行うことを目的とする。また、あわせて委託者が別に委託する空間演出（レーザー）事業者と連携のうえ、特色と迫力ある花火を打ち上げることで「足立の花火」の知名度を高め、足立区の魅力を幅広く区内外にPRできる演出を施すことを目的とする。

（3）業務内容

別紙、「仕様書」のとおり

（4）履行期限

契約締結日から花火打上の報告業務完了まで

（5）業務実施上の条件

ア 主要な技術者の資格条件

火薬類取締法（昭和二十五年五月四日法律第四百十九号）に定める火薬類取扱保安責任者（乙種以上）

イ 現地調査の有無

あり

2 提案限度価格等

（1）提案限度価格

80,000,000円（税込み）

（2）最低制限価格の設置の有無及び有の場合の最低制限価格

なし

3 資格要件、選定基準及び評価基準

(1) 提案書提出者に要求される資格要件

- ア 特別の理由がある場合を除くほか、当該に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないこと。
- イ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又は日本国憲法の下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体に属する者が実質的に経営に関与し、又は当該者を相当の責任のある地位にある者として使用している者でないこと。
- ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する団体及び警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずる者として、足立区または足立区観光交流協会（以下、「協会」という。）に対し、区発注の契約について排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- エ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に定める無差別大量殺人行為を行った団体又はこれら団体の支配若しくは影響の下に活動しているものと認められる団体に属する者が実質的に経営に関与している者又は当該者を相当の責任のある地位にある者として使用している者でないこと。
- オ 提出された書類の記載事項が虚偽でないこと。

(2) 失格について

提案書の提出者が、契約締結までの間に上記（1）の資格要件を有しなくなった場合は、その時点で失格とする。また、提出された書類に虚偽があった場合についても、同様とする。

(3) 提案書の提出者を選定するための評価基準

評価項目	評価の視点	指標	評価配分
業務実績	同種、類似業務の実績はあるか	同種・類似業務の実績	30%
経営状況	財務諸表から経営状況が安定しているかどうか	直前含め過去3年分の財務諸表	15%
業務遂行力	花火玉の仕入先や当日の現場作業員等の再委託、協力事業者を含め、当該業務を遂行できる体制であるか 有資格者を適切に配置し、十分な人員が確保されているか	再委託先、協力事業者 有資格者の配置および人数	30%
危機管理体制	独自の事故防止マニュアルの内容が妥当である	事故防止マニュアル	25%

※ 評価項目「経営状況」については、税理士により財務諸表を診断した結果、経営状況が不安定で業績信頼性に不安があると、「足立の花火」花火打上等業務委託事業者選定委員会において認められた場合には、失格とする。

※ 提案書提出者の選定については原則、全選定委員の評価の合計点が6割以上であることを条件とする。

(4) 提案書を特定するための評価基準

評価の基準	評価の視点	指標	得点配分
花火の構成等	打上花火の大きさ・種類、設置状況、プログラム内容、仕掛花火の活用は妥当か	打上花火の創造性、各玉の大きさと数量及び種類、仕掛花火・小型煙火等の演出、緩急のあるプログラム構成	40%
演出	音楽や空間演出を活用した花火の演出向上を見込めるか	音楽花火や空間演出（レーザー等）に対応した演出の実行性、ワイドなロケーションの活用、4号玉等による見ごたえある演出	20%
危機管理	事故防止、事故発生時、災害発生時の対処や体制は妥当か	安全な花火の実施に対する取り組みや災害発生時の対応は十分な体制が取られているか	15%
実施体制	煙火消費に対する準備作業の実施工程及び運営体制は妥当か	煙火を消費するにあたり、花火打上当日までのスケジュール等の準備及び当日打ち上げを行う準備及び体制は妥当であるか	15%
コスト	玉種の割合を考慮して十分な費用対効果が見込めるか	提案内容と提案見積書	5%
その他	その他環境への配慮等評価する特色があるか	上記までに評価しきれない部分等を総合的に評価し、加点する	5%
区内加点	区内に事業所があるか	足立区内に事業所がある	+5%

※ 配点の合計数が第1位の者を優先交渉権者とする。同点の場合には提案見積価格等を総合的に判断して上位者を決定する。順位が第2位の者を次点とする。

また原則、全選定委員の評価の合計点が6割以上であることを条件とする。

4 手続き等

(1) 問い合わせ先

〒120-8510 足立区中央本町1-17-1 一般財団法人足立区観光交流協会

電話 03-3880-5853（直通）

メール info@kanko-adachi.jp

担当 観光イベント課 阿部

(2) 説明書の公表

令和8年8月21日（金）から委託者ホームページにて公表開始する。

(3) 説明書に対する質問の受領期間、提出場所、提出方法及びその回答方法

ア 受領期間 令和8年8月21日（金）から令和8年8月28日（金）正午まで

イ 提出場所 上記（1）に同じ

ウ 提出方法 FAXまたは電子メール

FAX 03-3880-5769

メール info@kanko-adachi.jp

エ 回答方法 令和8年8月28日（金）までに電子メールで回答する。

併せて委託者ホームページで質問及び回答について一斉に公表する。

(4) 参加表明書及び提出書類の提出期限並びに提出場所及び方法

ア 提出期限 令和8年9月4日（金）正午まで

イ 提出場所 上記（1）に同じ

ウ 提出方法 郵送または窓口を持参すること。

郵送の場合 令和8年9月4日（金）必着

持参の場合 令和8年9月4日（金）正午まで

(5) 提案書の提出期限、場所及び方法

ア 提出期限 令和8年10月28日（水）午後5時まで

イ 提出場所 上記（1）に同じ

ウ 提出方法 午前8時30分から午後5時まで（休日を含まない）に持参すること。

5 スケジュール（予定）

項目	日程
説明書の交付	令和8年 8月21日（金）から
説明書に関する質問期限	令和8年 8月28日（金）正午まで
参加表明書の提出期間	令和8年 8月21日（金）から 令和8年 9月 4日（金）正午まで
提案書提出者選定結果の通知	令和8年 10月 1日（木）頃
提案書の提出期間	令和8年 10月 5日（月）から 令和8年 10月28日（水）午後5時まで
ヒアリング（プレゼンテーション）	令和8年 11月 9日（月）
特定結果通知	令和8年 11月10日（火）頃